

## 郵政民営化承継財産評価委員会調査部会（第1回会合）の議事概要について

## 1 会議開催の日時及び場所

## (1) 日時

平成19年1月22日（月） 午後3時から3時40分まで

## (2) 場所

総務省 9階 901会議室

## 2 出席者の氏名

## (1) 調査部会に属する委員の出席者

株式会社産業再生機構代表取締役社長	齊藤 惇（委員長）
PwCアドバザリー株式会社取締役パートナー	田作 朋雄（委員長代理）
株式会社緒方不動産鑑定事務所取締役	奥田かつ枝
日本公認会計士協会理事	檜谷 隆夫
新日本監査法人代表社員	成澤 和己

## (2) 調査部会に属する委員以外の出席者

日本郵政公社経理部門決算部長	山本 満幸
総務省郵政行政局総務課郵政事業連絡調整室長（事務局）	小方 憲治

## 3 議題

- (1) 調査部会長の選出・部会長代理の指名について
- (2) 「承継財産の評価の方法（案）」について

## 4 議事の経過及びその概要

## (1) 調査部会長の選出・部会長代理の指名について

調査部会に属する委員の互選の結果、調査部会長に齊藤惇委員が選出された。また、部会長代理には田作朋雄委員が、調査部会長により指名された。

## (2) 「承継財産の評価の方法（案）」について

出資者となる日本郵政公社から、郵政民営化法第165条第1項に規定する承継財産の評価基準及び評価方法について説明があり、調査部会に属する委員による調査審議を経て、「承継財産の評価の方法（案）」及び「民営化時に新たに計上すべき資産・負債の評価の方法（案）」が概ね了承された。

主な質疑応答は次のとおり。

(委員) 価格変動準備金の積立額については、日本郵政公社法第 32 条を適用しているが、民営化後は公社法でなく保険業法に基づく額を積み立てなければならないのではないか。

(事務局) 価格変動準備金は、積立限度額を超えない額を積み立てるものであるが、公社法等に基づき、公社の最終事業年度の期末日時点までに積み立てられる額は、保険業法等に規定されている額の範囲内に収まる予定であるため、特段の問題は生じないものと考えられる。

また、調査部会において概ね了承された「承継財産の評価の方法(案)」について、評価委員会に報告・提案することとされた。

## 承継財産の評価の方法（案）

## 承継財産の評価の方法（案）

### 1 資産の部

資 産	承継時の評価の考え方	（参考）会社の会計処理
現金及び預金	<p>有り高をもって評価 ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金及び預金のうち有価証券に準ずるもの（国内CDのみ）については、「金融商品に関する会計基準」Ⅳ（金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等）に記載する有価証券の評価に準じて評価</li> <li>・ 外貨については、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、公社の最終事業年度の期末日時点の為替相場による円換算額をもって評価</li> </ul>	<p>有り高をもって計理 ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金及び預金のうち有価証券に準ずるもの（国内CDのみ）については、「金融商品に関する会計基準」Ⅳに記載する有価証券の評価に準じて評価した価額をもって計理</li> <li>・ 外貨については、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、決算時の為替相場による円換算額をもって計理</li> </ul>
コールローン	債権金額をもって評価	債権金額をもって計理
買現先勘定	「金融商品に関する会計基準」Ⅳに基づき、債権金額をもって評価	「金融商品に関する会計基準」Ⅳに基づき、債権金額をもって計理
買入金銭債権	<p>保有目的の連続性を全く考慮せずに時価評価すると、必ずしも承継会社の財務状況を適切に財務諸表に反映させることにならないと考えられることから、「金融商品に関する会計基準」Ⅳに基づき評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券は償却原価法により算出した価額をもって評価</li> <li>・ 子会社及び関連会社株式については、売却を想定しないこと、また、出資後の年数が浅く、出資額と実際の企業価値が大きく乖離していないと考えられることから、移動平均法に基づく原価法により算出した価額をもって評価</li> </ul>	<p>「金融商品に関する会計基準」Ⅳに基づき計理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買入金銭債権（CPのみ）については有価証券の評価に準じて評価</li> <li>・ 金銭の信託 <ul style="list-style-type: none"> <li>運用目的の金銭の信託 市場価格等に基づく時価法</li> <li>その他の金銭の信託 時価のあるもの 市場価格等に基づく時価法</li> <li>時価のないもの 移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）</li> </ul> </li> <li>・ 有価証券（購入証券経過利子を除く） 満期保有目的の債券 移動平均法に基づく償却原価法（定額法） 責任準備金対応債券 移動平均法に基づく償却原価法（定額法） 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）</li> </ul>
金銭の信託		
有価証券		

預託金	預託金の有り高をもって評価	預託金の有り高をもって計理
貸付金	貸付金の債権金額をもって評価	貸付金の債権金額をもって計理
動産不動産		
土地	<p>原則相続税評価額（路線価）をもって評価し、相続税評価額（路線価）のないものについては鑑定評価額をもって評価</p> <p>ただし、簡易生命保険加入者福祉施設等の譲渡等を予定しているものについては、他と同様の評価方法を適用した場合、譲渡等する際の価額と大幅に乖離する可能性が高いと考えられること、減損会計を適用して事業価値に見合う評価が既になされていること等から、公社の最終事業年度の期末日時点の価額をもって評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入によるもの 購入の代価及び付随費用の合計額をもって計理</li> <li>・交換によるもの 帳簿価額、鑑定評価額のうちいずれか低い額（譲渡経費及び交換差金支払が生じる場合はそれらを加えた額）をもって計理</li> </ul> <p>なお、減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって計理</p>
建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却資産については、減価償却等が使用等に伴う価値の減少を表しており、公社の最終事業年度の期末日時点の減価償却後の価額をもって評価</li> <li>ただし、当該価額が20万円以上のものを計上</li> <li>・非償却資産（書画骨とうのみ）については、多くのものは流通市場がなく、時価の算定が困難なこと等から、公社の最終事業年度の期末日時点の価額をもって評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入によるもの 購入の代価及び付随費用の合計額をもって計理</li> <li>・工事によるもの 原材料、労務費及び経費（請負工事費を含む。）の額と、当該有形固定資産を業務に使用するために直接要した費用の合計額をもって計理</li> <li>・交換によるもの 帳簿価額、鑑定評価額のうちいずれか低い額（譲渡経費及び交換差金支払が生じる場合はそれらを加えた額）をもって計理</li> <li>・その他によるもの 時価等を基準として、適正に評価した価額をもって計理</li> </ul> <p>なお、償却資産については、建物、無形固定資産は定額法、その他は定率法により税法基準に準じた耐用年数で減価償却を実施</p> <p>また、減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって計理</p>
動産		
建設仮勘定	<p>建設途中の資産であり、事業に供していない資産であることから、支出された仮払金等完成時において取得原価に入るべき費用の合計額を基礎として会計処理した金額をもって評価</p>	<p>引渡し完了していない建設工事等に係る支出された仮払金等完成時において取得原価に入るべき費用の合計額をもって計理</p> <p>なお、減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって計理</p>

その他資産		
○棚卸資産 (貯蔵品)	自らが使用するもの及び特定の目的で提供又は販売するものであるとともに、点数が大量で時価の算定が事実上困難であることから、公社の最終事業年度の期末日時点における月別移動平均法に基づく原価法（簡易生命保険加入者福祉施設等に存するものについては、最終仕入原価法）により算出した額をもって評価	「企業会計原則」第三（貸借対照表原則）の5（資産の貸借対照表価額）のAに基づき、月別移動平均法に基づく原価法（簡易生命保険加入者福祉施設等に存するものについては最終仕入原価法）により算出した価額をもって計理
○借地権	当該土地全体を相続税評価額（路線価）で評価し、これに地上権共有持分割合を乗じて算出した価額をもって評価	土地と同じ ただし、公社化後新たに取得したものはないため、現存するものは、当該土地全体を相続税評価額（路線価）で評価し、これに地上権共有持分割合を乗じた価額をもって計理
○電話加入権	回線数に国税局長の定める標準価額を乗じて算出した価額をもって評価	土地と同じ なお、減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって計理
○ソフトウェア	償却資産であり、減価償却等が使用等に伴う価値の減少を表しており、公社の最終事業年度の期末日時点の減価償却等後の価額をもって評価 ただし、当該価額が20万円以上のものを計上	建物・動産に同じ
○ソフトウェア 仮勘定	ソフトウェアの作成途中の資産であり、事業に供していない資産であることから、経費支出額を基礎として会計処理した金額をもって評価	引渡し完了していないソフトウェアに係る経費支出額をもって計理 なお、減損処理を行っている場合は、当該減損損失額を控除した後の価額をもって計理
○その他の 無形固定 資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産については、減価償却等が使用等に伴う価値の減少を表しており、公社の最終事業年度の期末日時点の減価償却等後の価額をもって評価 ただし、当該価額が20万円以上のものを計上</li> <li>非償却資産については、解約すればその預け金が全額返還される温泉施設利用権のみであるため、当該預け金の額をもって評価</li> </ul>	建物・動産に同じ
○金融派生 商品	「金融商品に関する会計基準」IVに基づき時価評価	「金融商品に関する会計基準」IVに基づき、時価をもって計理

○その他の資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産信託受益権は、信託勘定を構成する各資産・負債ごとに、同種の資産・負債と同様に評価</li> <li>外貨取引については、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、公社の最終事業年度の期末日時点の為替相場による円換算額をもって評価</li> <li>その他の資産については、主に当該勘定と貸倒引当金勘定で回収可能金額を示しているため、公社の最終事業年度の期末日時点の価額をもって評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産信託受益権は、信託元本である土地帳簿価額と同額をもって計理</li> <li>外貨取引については、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、決算時の為替相場による円換算額をもって計理</li> <li>その他の資産については、取引額をもって計理</li> </ul>
貸倒引当金	「企業会計原則注解」注 18 及び「金融商品に関する会計基準」V（貸倒見積高の算定）に基づき、貸倒見積高をもって評価	「企業会計原則注解」注 18 及び「金融商品に関する会計基準」Vに基づき計理

## 2 負債の部

負債	承継時の評価の考え方	(参考) 公社の会計処理
郵便貯金	郵便貯金の預り高をもって評価	郵便貯金の預り高をもって計理
保険契約準備金	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵政公社法第 34 条及び第 35 条に基づく責任準備金及び支払備金の積立額をもって評価</li> <li>日本郵政公社法施行規則第 28 条に基づく契約者配当準備金の積立額をもって評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵政公社法第 34 条及び第 35 条に基づく責任準備金及び支払備金の積立額をもって計理</li> <li>日本郵政公社法施行規則第 28 条に基づく契約者配当準備金の積立額をもって計理</li> </ul>
借入金	借入金の有り高をもって評価	借入金の有り高をもって計理
その他負債		
○前受郵便料	「郵政事業の公社化に関する研究会（総務大臣の私的研究会：H13.8～H14.7）財務会計制度ワーキンググループ」において検討された切手類販売所活用方式を用いて、公社の最終事業年度における期末時点を基準日として算出した切手類の未使用額及び料金計器予納金未使用額の合計額をもって評価	「郵政事業の公社化に関する研究会（総務大臣の私的研究会：H13.8～H14.7）財務会計制度ワーキンググループ」において検討された切手類販売所活用方式を用いて、期末時点を基準日として算出した切手類の未使用額及び料金計器予納金未使用額の合計額をもって計理
○金融派生商品	「金融商品に関する会計基準」IVに基づき時価評価	「金融商品に関する会計基準」IVに基づき、時価をもって計理
○損害賠償損失引当金	「企業会計原則注解」注 18 に基づき、訴訟事案により将来発生する可能性が高い損失に備えるものとして、当該損失見込額をもって評価	「企業会計原則注解」注 18 に基づき、訴訟事案により将来発生する可能性が高い損失に備えるため、当該損失見込額をもって計理
○ふみカード払戻引当金	「企業会計原則注解」注 18 に基づき、「ふみカード」の払い戻しによる損失に備えるものとして、当該損失見込額をもって評価	「企業会計原則注解」注 18 に基づき、「ふみカード」の払い戻しによる損失に備えるため、当該損失見込額をもって計理
○その他の負債	取引額をもって評価	取引額をもって計理

賞与引当金	「企業会計原則注解」注 18 に基づき、職員等の賞与の支出に備えるものとして、賞与支給見込額の公社の最終事業年度の負担額をもって評価	「企業会計原則注解」注 18 に基づき、職員等の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額をもって計理
退職給付引当金	「退職給付に係る会計基準」に基づいた、承継時の退職給付債務をもって評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職給付に係る会計基準に基づき、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額をもって計理</li> <li>数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理</li> </ul>
役員退職慰労引当金	「企業会計原則注解」注 18 に基づき、役員退職手当の支出に備えるものとして、公社の役員退職手当支給に関する内規に基づく公社の最終事業年度の期末日時点の要支給額をもって評価	「企業会計原則注解」注 18 に基づき、役員退職手当の支出に備えるため、役員退職手当支給に関する内規に基づく期末要支給額をもって計理
価格変動準備金	日本郵政公社法第 32 条に基づく価格変動準備金の積立額をもって評価	日本郵政公社法第 32 条に基づく価格変動準備金の積立額をもって計理

※ 今後、上記項目以外に計上すべき資産・負債がでてくるなどの事情変更が生じれば、必要に応じて、上記の評価の方法を変更することがあり得る。



## 民営化時に新たに計上すべき資産・負債の評価の方法（案）

項 目	概 要	評価の考え方
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）と郵便貯金銀行及び郵便保険会社との間の債権・債務		
特別預金	特別預金に係る機構の債権及び郵便貯金銀行の債務	機構に承継される郵便貯金に見合う額
地方公共団体貸付等	機構が承継する「地方公共団体貸付等」に関する郵便貯金銀行・郵便保険会社の貸付（バックファイナンス）に係る郵便貯金銀行・郵便保険会社の債権及び機構の債務	機構に承継される地方公共団体等への貸付に見合う額
預託金	機構が承継する支払備金等に見合う額の郵便保険会社への預託に係る郵便保険会社の債務及び機構の債権	機構に承継される支払備金等に見合う額
郵便局株式会社の窓口現金	郵便局株式会社の運転資金を郵便貯金銀行及び郵便保険会社からの預かり又は借入れで賄うことによる、郵便貯金銀行・郵便保険会社の債権及び郵便局株式会社の債務	郵便局株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社から預かり又は借り入れることとする窓口現金に見合う額
子会社株式	日本郵政株式会社に承継される四事業会社の株式	四事業会社それぞれに公社から承継される純資産（資産－負債）に見合う額
国庫納付金	公社第2期中期経営計画期間終了後の国庫納付金債務	国庫納付額に相当する金額
窓口販売国債等	引き受けた窓口販売国債の未販売分を商品有価証券として資産計上するとともに、その同額を負債計上（未払金）	引受価格
	個人向け国債の買取り分（日本銀行に対し買取りの申込みを行ったものを除く）を商品有価証券として資産計上するとともに、その同額を負債計上（未払金）	買取価格

※ 今後、上記項目以外に民営化時に新たに計上すべき資産・負債がでてくるなどの事情変更が生じれば、必要に応じて、上記の評価の方法を変更することがあり得る。

## 郵政民営化承継財産評価委員会規則

### (組織)

第一条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十五条第一項に規定する評価委員（以下「委員」という。）は、郵政民営化承継財産評価委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

### (運営)

第二条 委員会の運営は、郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (委員長)

第三条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、委員の過半数で決する。

第八条 委員は、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

#### (調査部会)

第十一条 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、調査部会を置く。

一 郵政民営化法第六十五条第一項に規定する承継財産（以下「承継財産」という。）の評価基準及び評価方法

二 委員長が特に必要があると認める承継財産の価額

2 調査部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 調査部会に調査部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 調査部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 調査部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 調査部会は、第一項に掲げる事項につき調査審議の結果を委員会に報告しなければならない。

#### (議事録)

第十二条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認められた事項については、非公開とすることができる。

#### (事務局)

第十三条 委員会及び調査部会の庶務は、総務省郵政行政局総務課において処

理する。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、委員会又は調査部会の運営に關し必要な事項は、委員長又は調査部会長が定める。